

岡山保険センターニュース

INSURANCE INFORMATION

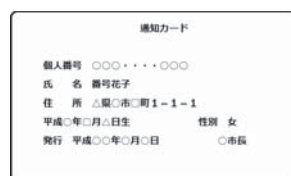
TOPIC

平成28年1月からマイナンバー制度がスタートします!!

～プライバシー情報がつまった大切なものです～

マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとっても利便性を向上するため、平成27年10月以降、住民票を有するすべての人に各市区町村からマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から利用開始となります。

マイナンバーは国民一人ひとりのほか法人にも通知され、国民には12桁、法人には13桁のマイナンバーが割り当てられます。とりわけ国民に通知されるマイナンバーはプライバシー情報がつまった大切なものですので、一人ひとりによる管理が必要となります。



法令で定められた手続き以外に利用することはできません！

マイナンバーは、社会保障や税、災害対策といった法令で定められた手続き以外に利用することは認められていません。これらの手続きを除き、民間事業者が従業員やお客様にマイナンバーの提供を求めたり、マイナンバーを含む個人情報を収集・保管したりすることはできません。

民間企業では、従業員の健康保険や厚生年金といった社会保障の加入手続きや、従業員の給料から源

泉徴収して税金を納める手続きなどを行うときにマイナンバーが必要になります。

保険金支払ケースで利用する場合も！

なお、生命保険や損害保険業務では、保険会社が積立保険や個人年金保険等の保険金を支払うときの法定調書（支払調書）を作成する際に、契約者のマイナンバーが必要になります。

法令で定められたマイナンバーの主な手続き

社会保障	●年金の資格取得や確認、給付 ●医療保険の給付の請求	●雇用保険の資格取得や確認、給付 ●社会福祉分野の給付、生活保護 など
税	●税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載 ●税務当局の内部事務 など	
災害対策	●被災者生活再建支援金の支給 ●被災者台帳の作成事務 など	

<実施スケジュール>



個人、法人を問わずしっかり管理措置を講じておきましょう！

このように、マイナンバーは非常に重要な個人情報ですので、不用意に他人に教えてはならず、一人ひとりがその管理や取扱いに十分注意しなければなりません。また、民間企業については、従業員のマ

イナンバーが外部に漏れることのないよう、会社なりの安全管理措置をしっかりと講じておくことが求められます。



～20歳以上の子や孫への贈与税率区分が緩和されました!!～

日本相続学会 理事 榊原 正則

贈与税は1月1日から12月31日までの間に贈与した財産に課されます!

贈与は、生前に財産を計画的に分散させる、また次世代への財産移転を行うための有効な手段として活用されています。とくに20歳以上の子や孫などへの贈与については、平成27年1月1日以後から贈与税率区分が緩和され、410万円（基礎控除（110万円）後の課税価格300万円）超の贈与では一般の贈与よりも税額が軽減されています。

贈与税は、1月1日から12月31日までの間に贈与した財産に課されるもので、その納税は贈与を受けた人（受贈者）が行います。

保険金や満期返れい金も贈与の対象となるケースがあります!

損害保険や生命保険から支払われる保険金等でも、贈与したとみなされて贈与税が課されるケースがあります。それは、保険料を負担していない人が保険金や満期返れい金等を受け取った場合です。

ただし、財産に損害を被ったことにより火災保険や自動車保険などから支払われる保険金、ケガや病気になったことで支払われる医療・介護関係の保険金、それに損害賠償金などは、被保険者およびその配偶者、その他の親族が受け取る場合は非課税所得として贈与税が課税されないことになっています。

贈与税のかからない財産もあります

贈与税はあらゆる財産に対して課税されるわけではありません。

贈与税額速算表

一般贈与財産の税率			特例贈与財産の税率※2		
基礎控除後の課税価格※1	一般税率	控除額	基礎控除後の課税価格※1	特例税率	控除額
万円 200以下	% 10	万円 —	万円 200以下	% 10	万円 —
200超～ 300以下	15	10	200超～ 400以下	15	10
300超～ 400以下	20	25	400超～ 600以下	20	30
400超～ 600以下	30	65	600超～1,000以下	30	90
600超～1,000以下	40	125	1,000超～1,500以下	40	190
1,000超～1,500以下	45	175	1,500超～3,000以下	45	265
1,500超～3,000以下	50	250	3,000超～4,500以下	50	415
3,000超	55	400	4,500超	55	640

(注) 計算方法：贈与税額＝（基礎控除後の課税価格）×（税率）－（控除額）

※1. 基礎控除後の課税価格：実際の贈与額から贈与税の基礎控除（110万円限度）を控除した額です。

※2. 特例贈与財産の税率：20歳以上の直系卑属（子や孫など）へ贈与した場合の税率です。

例えば、家族を養っている人が出す生活費や教育費、婚礼支度費などで常識的に必要であると認められる程度のものや、香典や祝い品、見舞品、贈答品などで社会通念上相当と認められる程度のものは贈与税のかからない財産となります。

住宅取得や教育のための資金贈与で特例が!!

次世代に向けた贈与の優遇措置

は税率区分の緩和だけではありません。「住宅取得等資金」や「教育資金」の贈与についても優遇しています。具体的には、一定の要件の下、住宅取得等資金では住宅取得契約の締結時期や住宅の質によって条件は変わるものの最高で3,000万円、また教育資金については1,500万円を限度に一括贈与しても非課税とする特例措置が期限付きで実施されています。

一般贈与と特例贈与の税額比較

基礎控除（110万円）を控除する前の贈与額	一般贈与財産の場合の税額	特例贈与財産の場合の税額	差額
万円	万円	万円	万円
310	20.0	20.0	0
500	53.0	48.5	4.5
600	82.0	68.0	14.0
700	112.0	88.0	24.0
800	151.0	117.0	34.0
900	191.0	147.0	44.0
1,000	231.0	177.0	54.0
1,500	450.5	366.0	84.5
2,000	695.0	585.5	109.5
3,000	1,195.0	1,035.5	159.5

～安全運転管理のポイント～

日本リスクマネジメント研究所 代表 山田 幸洋

企業の交通リスク対策は、第一に交通事故防止の安全運転管理体制を構築することが基礎・基本です。企業のトップをはじめ全組織が一体となって取り組み、安全運転の確保に努めることが大切です。

●安全運転管理者を中心に体制をつくる!!

企業の安全運転管理は、「安全運転管理者（制度）」を中心とした体制づくりのもとで取り組みを行うとスムーズにいきます。安全運転管理者の主な業務は次のとおり、交通事故を防止するために、適切な安全運転管理を実行することにあります。

<安全運転管理項目(例)>

- 運転者に対する交通安全教育指針に基づいた交通安全教育の実施
- 運転者の運転適性、技能および知識、法令遵守状況の把握
- 運行計画の作成
- 長距離・夜間運転時の交代運転者の配置
- 異常気象時等における安全確保の指示と措置
- 点呼（朝礼）等により、運行前の点検の実施と飲酒・過労・病気等の確認
- 運転日誌の備え付けと運転者への記録の指示・確認
- 運転の技能・知識等、安全運転を確保するための必要事項の指導

●個社にあった規程の作成を!!

また、企業としては、個社の実情にあった「安全運転管理規程」「運転者服務規程」「車両管理規程」「自動車事故取扱規程」「マイカー（通勤）管理規程」などの規程作成が必要となってきます。とくに「安全運転管理規程」と「運転者服務規程」は必ず設けておきたいものです。ただし、小規模企業では、これらの安全運転管理に関する規程を一つにまとめ作成することも可能です。

●PDCAサイクルを定着、継続して行うことが重要!

せっかく組織として安全運転管理体制を整えても、机

上のものであっても意味がありません。きちんと実行できているかチェックすることが重要です。計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、そしてその結果がどうであったかを評価（Check）し、より良いものに改善（Act）していく作業を一定期間ごとに回す、いわゆるPDCAサイクルを職場内活動として定着させ、継続していくことが重要です。

そして、日々の管理として、運転開始前に運転者の健康状態、運行管理・車両管理などのチェック項目を確認し、常に「安全運転を心がけ実践する意識、を持たせることが大切です。



安全運転管理について
しっかり話し合いましょう

出発前の簡易な安全運転管理チェックポイント

チェック項目	チェックポイント
運転者の健康状態	・運転者の体調等に異変はありませんか？ ・飲酒状態ではありませんか？ （前日のお酒が残っていませんか？） （備考）体調不良等の場合は申し出るよう周知するとともに、運転交代などの適切な措置をとる。飲酒運転は、当該運転者だけでなく、会社の管理責任も問われる。
運転免許証等	・運転免許証を所持していますか？ ・運転免許証の有効期限が切れていませんか？ （備考）運転免許証の不携帯運転の防止と更新忘れ防止。
運行・車両管理	・運転者が適切な運行経路を把握していますか？ ・管理者等が業務運転中の運行経路等を把握していますか？ ・運行前の車両点検は万全ですか？ （備考）運転管理者は安全な運行経路等を把握し、運転者に適切に指示する。また、運行前点検では、車検、保険の有効期限の確認、タイヤ摩耗の確認、オイル交換などのメンテナンスが適切かを確認する。
防衛運転※の実施と交通関係法令の遵守	・安全確認の徹底を意識していますか？ （備考）同乗者全員のシートベルトの着用、交差点での安全確認、車間距離の保持、法定速度での運転、天候・道路状況・渋滞状況などの安全運転のための事前情報の入手と伝達、通勤・通学時間における当該道路のできる限りの利用回避など。

※防衛運転とは事故に遭遇する確率を減らす運転方法です。

健康的な食生活で活性酸素の作用を防ぎましょう！

年を重ねることによって引き起こされる病気やからだの変化に負けず、いつまでもアクティブに過ごしたいものです。今回は老化原因のひとつ「活性酸素」の作用を防ぐ食事をご紹介します。

活性酸素は悪者？

呼吸によってからだに取り込まれた酸素は、肺を通して全身の細胞に運ばれますが、この工程で必ずできる一部の活性酸素が細胞に損傷を与えます。

からだには抗酸化酵素が存在し、それらと戦いますが、それでも残った強い活性酸素は老化の促進、がんや動脈硬化などの生活習慣病を引き起こす要因になるといわれています。

食事での抗酸化栄養素は身近な“栄養の先生”

食事は、毎日毎食繰り返されるため、からだに良くも悪くも影響を与えます。からだにとって良いものを取り入れる工夫をしましょう。

◆抗酸化ビタミンをとろう：

ブロッコリーや小松菜などに多く含まれるビタミンCやE。

◆鮮やか食材をとろう：

ベータカロテンやリコピンが多く含まれるトマトや人参、パプリカなど。

その他、フェルラ酸（酒かす）、大豆サポニン（味噌、しょうゆ）が含まれる発酵食品や、ポリフェノールを含んだお茶（茶カテキン）、大豆（イソフラボン）

をとるのも良いでしょう。

見た目の鮮やかな、おいしい食事を繰り返し、日々の健康を大切にしたいものです。



酒かすとチキンのクリームパスタ

材料：2人分

パスタ 160 g
塩 ひとつまみ（多め）
ブロッコリー（小房に分ける） 1/2 個
玉ねぎ（くし型切りで 1/2 の長さ） 1/4 個
人参（長さ 2 cm、幅 5 mm の短冊切り） 少量
鶏肉 100 g
塩、こしょう 適量
バター 小さじ 2
小麦粉 小さじ 2
酒かす 100 g
水 少量
牛乳 300 cc
ブラックペッパー 少々

作 り 方

①ブロッコリー、人参は下ゆです。熱したフライパンにバターを溶かし、玉ねぎと鶏肉を炒め、火が通ったら小麦粉をふり入れ絡ませる。



②少量の水で軟らかくした酒かすをさらに牛乳で伸ばし①に入れて混ぜながら弱火でとろみをつける。
③規定通りにゆで上がったパスタとブロッコリー、人参も②に入れて塩こしょうで味を整え、器に盛り付ける。
④お好みでブラックペッパーをふる。
*酒かすが硬い場合は、10秒ほど電子レンジで加熱する。



保険のことは、日本代協加盟代理店の『損害保険トータルプランナー』へ

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

『損害保険トータルプランナー』は、一般社団法人日本損害保険協会が認定する最高峰の募集人資格です。

何か困った時に思い出していただける代理店を目指します。

事故相談・法律相談・税務相談・不動産相談など



保険の総合コンサルタント

株式会社 岡山保険センター

〒703-8235 岡山市中区原尾島859-7
TEL (086) 273-2222(代) FAX (086) 273-9933
URL <http://www.okayama1.co.jp/>
E-mail info@okayama1.co.jp

損害保険・生命保険はもちろん、総合金融サービスを中心に、あらゆる角度から「安心」をサポート。

取扱保険会社

<損害保険>

損保ジャパン日本興亜・三井住友海上

あいおいニッセイ同和損保・セコム損保・ニューインディア

<生命保険>

メットライフ生命・ソニー生命・エヌエヌ生命

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

三井住友海上あいおい生命・ジブラルタ生命



日本代協は気候変動キャンペーン「Fun to Share」の取組みに参画しています。



一般社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス <http://www.nihondaikyo.or.jp/>